

桐生市内の解体工事で発生する残置物の処理について

一般家屋などの、建築物の解体工事で発生する家具、布団、洋服などの残置物は、法令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により一般廃棄物に該当し、建築物の所有者等が適正に処理する必要があります。桐生市内で発生する一般廃棄物は、桐生市清掃センターで処理を行いますので、解体工事が始まる前に、建築物の所有者等が自ら、清掃センターへ運搬してください。自ら運搬ができない場合は、桐生市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ運搬を依頼してください。特に、桐生市の許可が無い者に収集運搬を依頼することや、他者を經由して運搬を依頼することも違法となりますので注意してください。

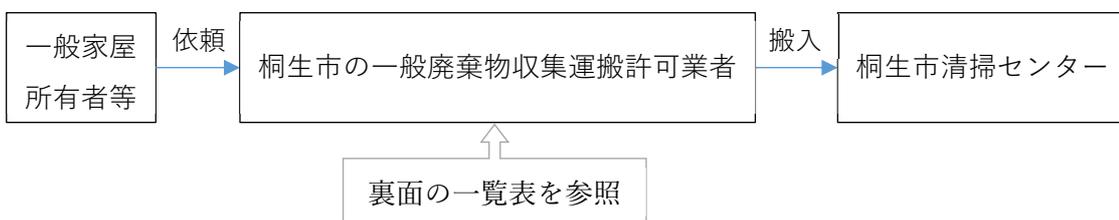
※事業用の建築物の残置物は産業廃棄物と一般廃棄物に分かれます。産業廃棄物は清掃センターでは受け入れてできません。詳しくは、群馬県廃棄物・リサイクル課(027-226-2861)へお問合せください。

○ 適正な処理方法

① 自分で清掃センターへ運搬する

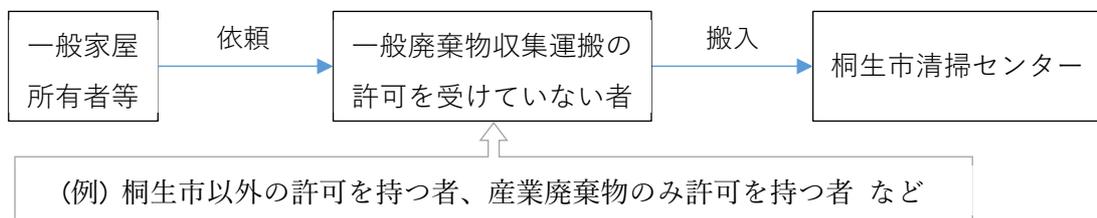


② 許可業者に依頼し清掃センターへ運搬する



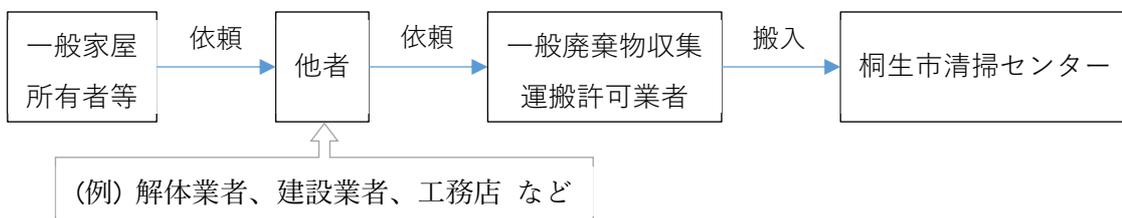
× 違法となる処理方法

① 許可を受けていない者に運搬を依頼することはできません



② 他者を經由して運搬を依頼することはできません (再委託の禁止)

(法第6条の2第6項・法第7条第14項)



一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

令和6年9月現在

事業者名	住所	電話番号
(有)六本木清掃センター	菱町一丁目 3000 番地	0277-47-0381
東洋ポリーズ(株)	巴町二丁目 8 番地 1	0277-44-4414
(株)林環境	東七丁目 5 番 30 号	0277-44-6320
(株)中太商店	広沢町六丁目 938 番地の 1	0277-53-6611
外山産業 (有)	菱町二丁目 1713 番地	0277-47-1005
(株)ナカヤマプロモーション	巴町二丁目 1821 番地 12	0277-46-5600
(株)両毛資源開発	相生町三丁目 547 番地 1	0277-55-6077
桐生環境保全(株)	相生町三丁目 560 番地の 7	0277-52-6971
中藤商店	浜松町二丁目 7 番 34 号	0277-44-5224
(有)前原	新里町板橋 831 番地 2	0277-74-0031
栄晃ビルサービス(有)	相生町一丁目 275 番地	0277-52-8297
(株)ナカシゲ	境野町六丁目 511 番地の 1	0277-44-7555
(有)コネクト	相生町五丁目 635 番地 16	0277-54-3990
(有)フォレスト桐生	広沢町三丁目 3766 番地 3	0277-53-8551
(株)藤田商店	浜松町一丁目 4 番 15 号	0277-43-5283
(有)ヤスダ	堤町三丁目 2 番 16 号	0277-22-6484
(株)群馬環境センター	東七丁目 8 番 32 号	0277-20-7767
須永興業(有)	広沢町三丁目 3543 番地 1	0277-52-0785
上毛興業(有)	境野町四丁目 2124 番地 1	0277-43-7005
ヨシダ急送(株)	広沢町四丁目 2296 番地の 3	0277-52-2481
(有)ニイサトエコー	新里町鶴ヶ谷 300 番地 1	0277-74-3763
(有)アイカ	境野町七丁目 1861 番地 6	0277-44-1811
(株)増田商事	新里町小林 446 番地 3	0277-74-8548
(株)丹羽産業	浜松町一丁目 802 番地 21	0277-53-3328
渡辺建材(株)	相生町五丁目 607 番地の 1	0277-52-1616

※この一覧は桐生市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している業者(許可業者)のうち、住所が桐生市内の者を抜粋したものです。このほかの許可業者については市ホームページでご確認ください。